

山梨県公報

第二千四百四十一号

平成二十三年

六月九日

木曜日

目次

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	三五五
保安林の指定の予定(三件)	三五五
保安林の指定の解除の予定	三五六
開発行為に関する工事の完了について	三五六
教育委員会	
使用料の徴収事務の委託(二件)	三五六

告示

山梨県告示第二百二十五号
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。
平成二十三年六月九日

山梨県総合県税事務所長 芦 沢 幸 彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社小沢商店	山梨県北杜市長坂町大八田六六九九番地 五	平成二十三年四月三十日

山梨県告示第二百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡富士川町柳川字高羽根一七七二、一七七二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百二十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成二十三年六月九日

山梨県知事 横 内 正 明

保安林の所在場所

南アルプス市平岡字坂額三〇八四の二、三一一〇

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字坂額三〇八四の二・三一一〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

山梨県公報 第二千四百四十一号 平成二十三年六月九日

三三五

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
中央市関原字日陰山二四七八（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十三年六月九日

一 解除に係る保安林の所在場所
山梨県知事 横 内 正 明

西八代郡市川三郷町鴨狩津向字海老沢小山沢一六六一の三二

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
道路用地とするため

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十三年六月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町河東中島字仕作一六七五、一六七六の一、一六七六の三、一六七六の五及び一六七八の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条新田八百四十二の一 有限会社山の都開発 代表取締役 塩島 俊郎

教育委員会

● 使用料の徴収事務の委託
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成二十三年六月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 委託の相手方
南巨摩郡身延町切石三百五十番地 身延町
- 二 委託に係る使用料
山梨県立なかとみ青少年自然の里の使用料

三 委託の期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

● 使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成二十三年六月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 委託の相手方

上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市

二 委託に係る使用料

山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の使用料

三 委託の期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番